

所得の低い高齢者も低廉な居住費負担で  
利用できる特別養護老人ホーム整備の  
必要性

東京都福祉保健局高齢社会対策部長  
狩野 信夫

# 未届有料老人ホーム 「たまゆら」の火災事故

○2009年3月  
群馬県渋川市の「静養ホーム たまゆら」で  
火災事故が発生

○入所者23名中、死亡10名、入院1名で  
あった。その内、都内利用者は18名で、死  
亡7名、入院1名であった。

\* 生活保護受給者は16名で、その内6名  
が死亡

人死亡火災

生活保護費をあてに  
無届け施設「貧困ビジネス」



「都内の施設不足」、「福祉事務所の対応が不十分」、  
「貧困ビジネスの存在」、「所在地の県の指導が不十分」などと報じられる。

# 「たまゆら」火災事故の背景

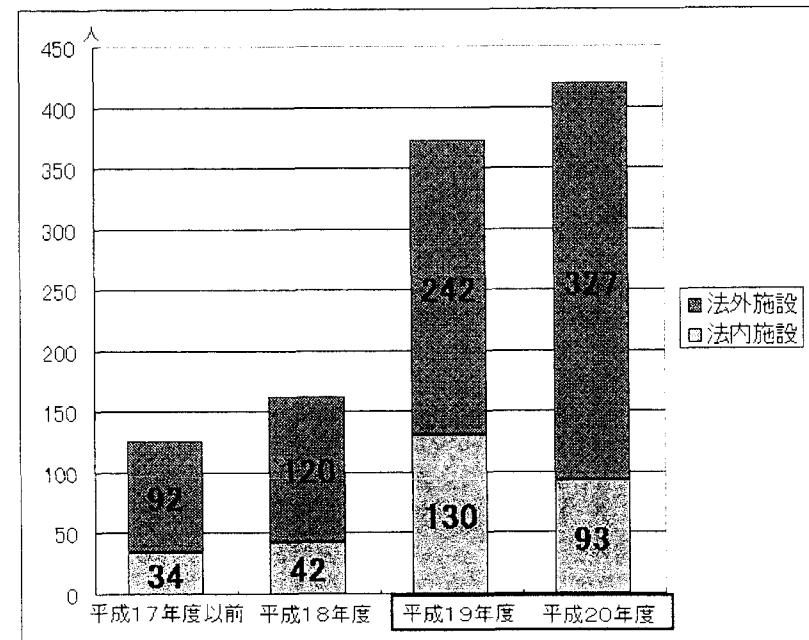
「たまゆら」により、都内の生活保護受給者が他県の法外施設で生活をしている実態が明らかに…

都内の生活保護受給者の施設利用状況(2009年1月)

区分	入所者数計	法内施設	法外施設
入所者数計	1,080	299	<u>781</u>
都内	315	11	304
都外	765	288	477

出典:「生活保護受給者の有料老人ホーム等の利用実態調査結果(利用者属性)  
(調査基準日2009年1月1日)

施設を利用開始した時期



2009年1月1日現在、法律に基づく届出を行っていない施設で生活している方は781人、そのうち都外の施設を利用している方は477人に及んでいる。

また、施設を利用開始した時期を年度ごとに比較すると、19年度以降に利用を開始したものが多い。

# ● ● ● | たまゆら火災事故の背景

「生活保護受給者の有料老人ホーム等の利用実態調査」(2009年2月実施、6月公表)  
により、都では利用者の属性や自治体にヒアリング調査を実施

## 1 利用者の属性

親族の援助が得られない単身高齢者で、認知症、精神疾患等と思われる人が多く、このことにより生活管理(家事、金銭管理、服薬管理等)ができず、居宅生活が継続困難となった事例が多い。

## 2 法外施設の利用が多い自治体

- ・居宅生活が困難、病院からの退院先の確保が困難な場合などに利用
- ・介護保険施設等が不足。法内の有料老人ホームは高額のため利用できない
- ・密に連携しているところもあったが、総じて生活保護所管課と高齢福祉所管課との連携は薄い



家族や地域との関係が希薄な低所得の要介護高齢者の「すまい」の確保の課題

# ● ● ● | 都の緊急の取組

- ①未届け有料老人ホームの緊急点検
- ②生活保護受給者の有料老人ホーム等の利用実態調査
- ③福祉事務所の体制・機能強化に向けた指導の徹底
- ④低所得の要介護高齢者等の「すまい」確保
  - ・「少子高齢時代にふさわしい新たな『すまい』実現PT」  
(座長:猪瀬副知事)での検討
- ⑤ケア付き高齢者住宅等に関する法規定の整備  
【国要望】(2009年5月18日)
- ⑥未届有料老人ホームへの緊急対策

# 都市型軽費老人ホーム

低所得で身寄りがなく、一人暮らしが困難な高齢者への対応



- 現行制度では、こうした高齢者を対象とする福祉施設として、「養護老人ホーム」や「ケアハウス」等がある。
- しかし、養護老人ホームは共有設備の設置基準が10項目以上と多く、建設面積が必要となり、整備コスト等が割高に。
- ケアハウスは、居室面積基準が21.6㎡であることなどから土地取得コストや整備コストが家賃等に反映され、負担が高額に。



大都市の実情を踏まえた新たな施設基準が必要

# 都市型軽費老人ホーム

- ① 主に都市部の低所得者の要介護・要見守りの高齢者が対象
- ② 地価の高い東京の事情を踏まえた新たな施設基準
- ③ 低額な自己負担で見守りなどのサービスを提供し、介護職員も配置

## 設定条件

- ◆入所定員  
20人以下(5人以上)
- ◆居室面積  
7.43㎡以上。原則として個室  
緊急連絡のブザー等を設置
- ◆職員配置  
管理上の支障がない場合は、施設長、生活相談員が兼務可能等、最低限の人数で運営可能に
- ◆設備基準  
集会室等を必置としない特例的な基準

## 課題

概ね要介護3以上の重度要介護者の受け入れは困難

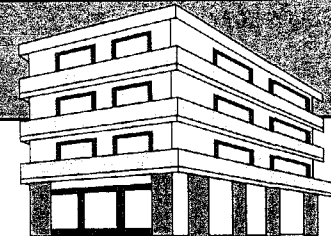
### ■ 整備期間

2010年度から2012年度までの3年間

### ■ 整備数・定員数

240か所(2,400人分)

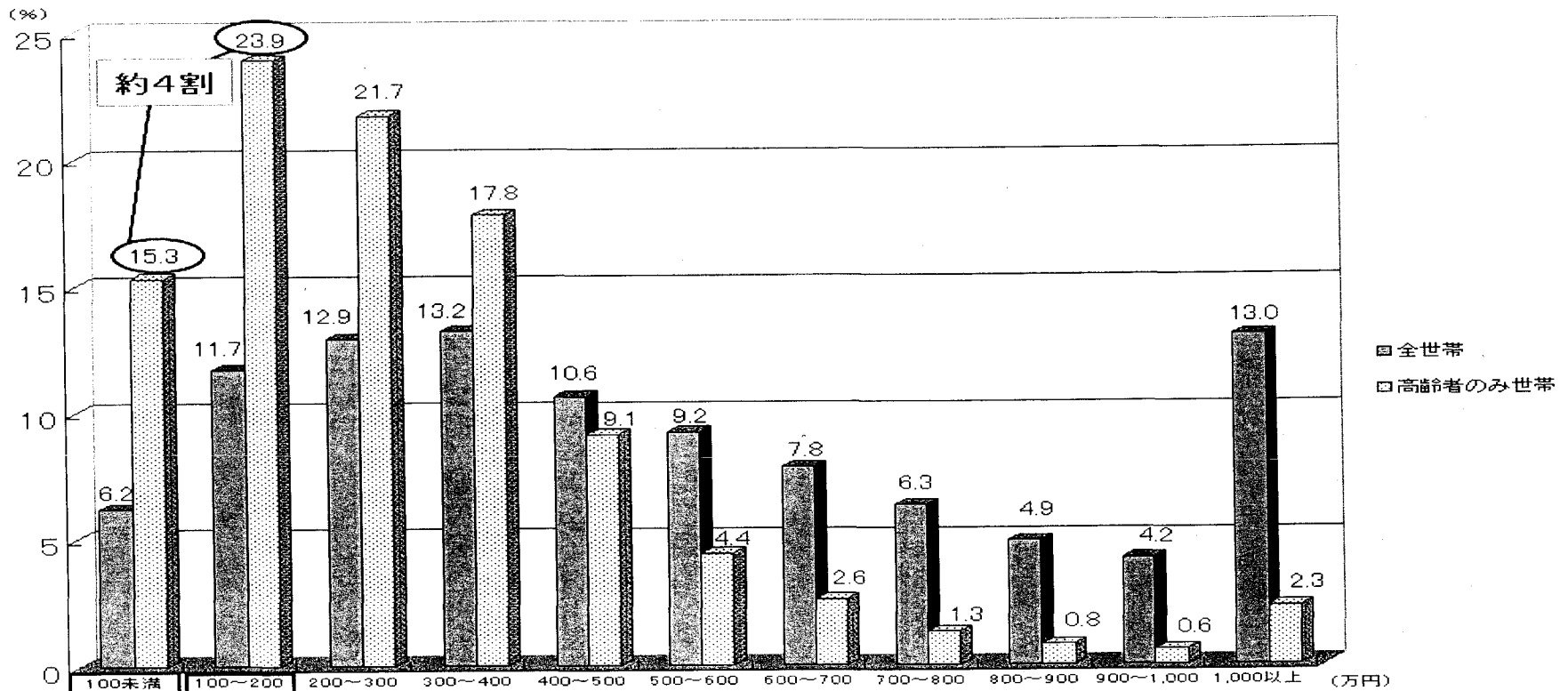
	人数
法外施設入居者数	約800人
無料低額宿泊所入所者数 (65歳以上)	約1,600人



# 東京都における全世帯・高齢者のみ世帯の所得額の割合

\* 高齢者のみ世帯に着目すると年収200万円以下の世帯が約4割で、所得の低い世帯の割合が高い

<全世帯と高齢者のみ世帯の所得額割合>



資料：厚生労働省「国民生活基礎調査」(2007(平成19)年)  
(同調査における2006(平成18)年1年間の所得)



# 東京都における年齢階層別被保護人員の状況 (平成21年度)

(単位:人)

年齢	0~40歳	41~49歳	50~59歳	60~64歳	65~69歳	70~74歳	75~79歳	80歳~	合計
人数	48,961	19,075	30,140	24,112	28,552	27,334	20,260	20,761	219,195
割合	22.3%	8.7%	13.8%	11.0%	13.0%	12.5%	9.2%	9.5%	—
					44.2%				

## ・65歳以上被保護人員の推移

平成12年度 50,427人 → 平成21年度 96,907人(1.9倍)

## ・保護率の推移と他市との比較

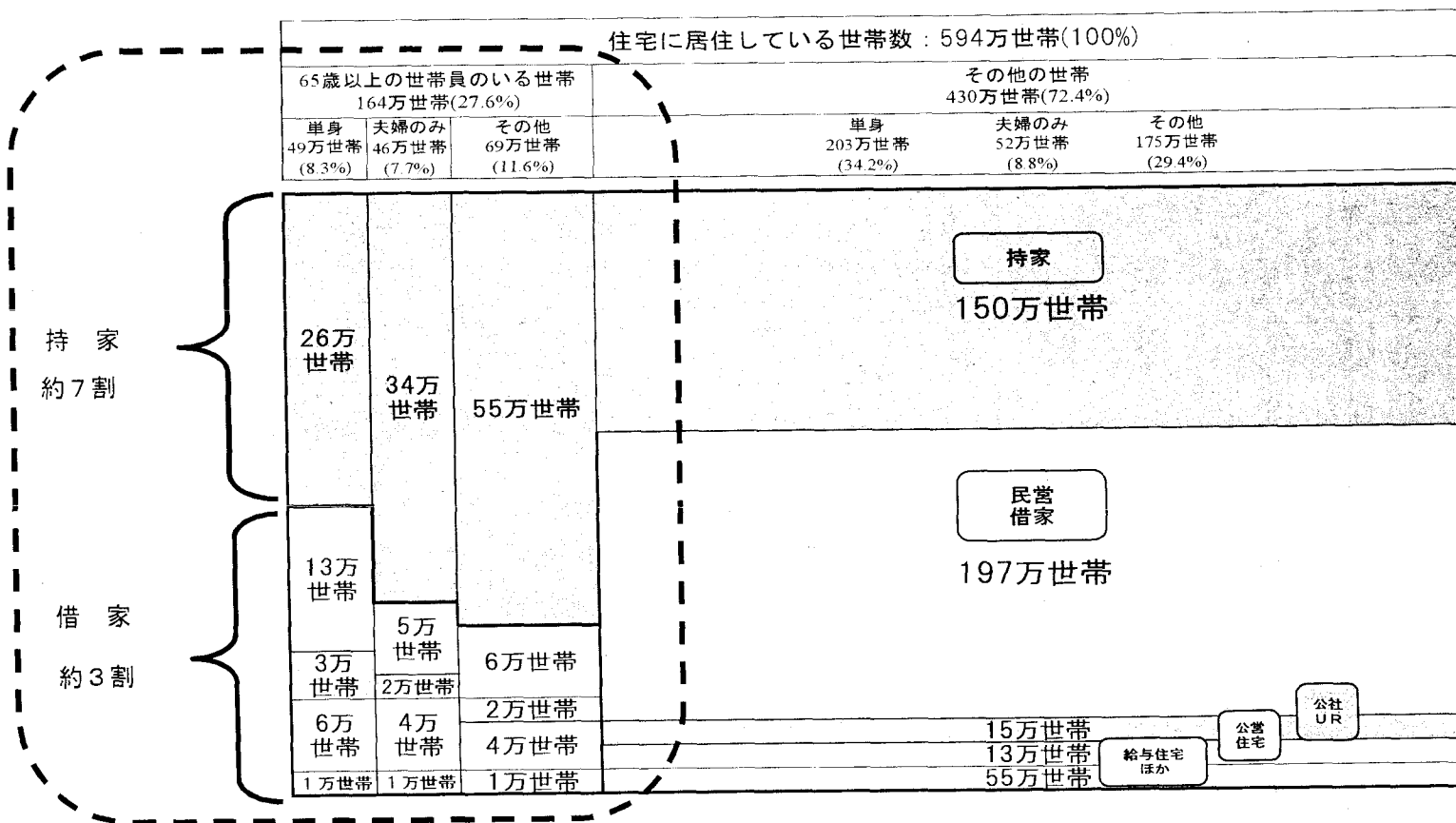
(単位:%)

	平成12年度	13年度	14年度	15年度	16年度	17年度	18年度	19年度	20年度
東京都	11.3 (10.9)	12.1 (11.6)	13.1 (12.5)	14.1 (13.5)	14.9 (14.3)	15.2 (15.2)	15.6 (15.2)	15.8 (15.3)	16.1 (16.9)
横浜市	9.5	10.2	11.1	12.2	13.0	13.5	13.8	14.0	14.2

資料:福祉行政報告例(年度平均)。なお、( )内は一斉調査による保護率を示す。

# 高齢者のすまいの現状

- 都内において住宅に居住している世帯約594万世帯のうち、65歳以上の世帯員のいる世帯(約164万世帯(27.6%))についてみると、持家は約7割、借家は約3割となっており、その他の世帯約430万世帯(72.4%)に比べ持家の比率が高くなっています。
- また、上記の住宅以外に高齢者施設等の入所者は約10万人となっています。



# 東京都におけるユニット型個室の整備状況 (平成15年度～21年度までの新規開設分)

※平成17年度以降の特別養護老人ホームは全てユニット型で整備

開設年度	特別養護老人ホーム				介護老人保健施設				備考 (ユニット化に伴う都の方針等)
	施設数	うちユ ニット型	定員数	うちユ ニット型	施設数	うちユ ニット型	定員数	うちユ ニット型	
平成15年度	8	1	634	80	6	1	774	16	(国)ユニットケアを行う「小規模生活単位型」での整備を基本とする。 ユニット型の介護報酬を設定、入居者の「居住費」に関する基準改正 ○国庫補助金による整備
平成16年度	11	2	847	97	14	2	1,552	144	○国庫補助金による整備
平成17年度	15	12	1,300	1,063	11	3	1,370	116	(国)平成17年10月・介護保険3施設の居住費・食費を保険給付外に ・老健・療養型にもユニット型の基準・報酬を設定 ○交付金化(小規模生活単位型を基本としつつ、地域の事情も踏まえるものとする)
平成18年度	7	6	545	469	7	1	753	42	(国) H18年3月31日、平成26年度までにユニット化率70%の目標とする指針を示す。ユニット型の報酬見直し ○交付金廃止・都単独補助開始(ユニット型を基本としつつ、地域の事情も踏まえるものとする)
平成19年度	9	9	862	862	6	3	670	160	○ユニット型による整備計画を基本とする。(特養) ○ユニット型による整備計画を優先する。(老健)
平成20年度	5	5	459	459	3	1	338	100	○ユニット型による整備計画を基本とする。(特養) ○ユニット型による整備計画を優先する。(老健)
平成21年度	9	9	817	817	1	1	47	47	○増改築、改修型創設について、従来型を補助対象とする。(特養)

※一部ユニット型施設を含む。(定員数はユニット型個室数に限定して計上。)

※増築・改築に伴うユニット型施設は含んでいない。